

第 24 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和 2 (2020) 年 7 月 9 日 (木) 16 : 00 ~

場所 県庁舎本館 8 階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

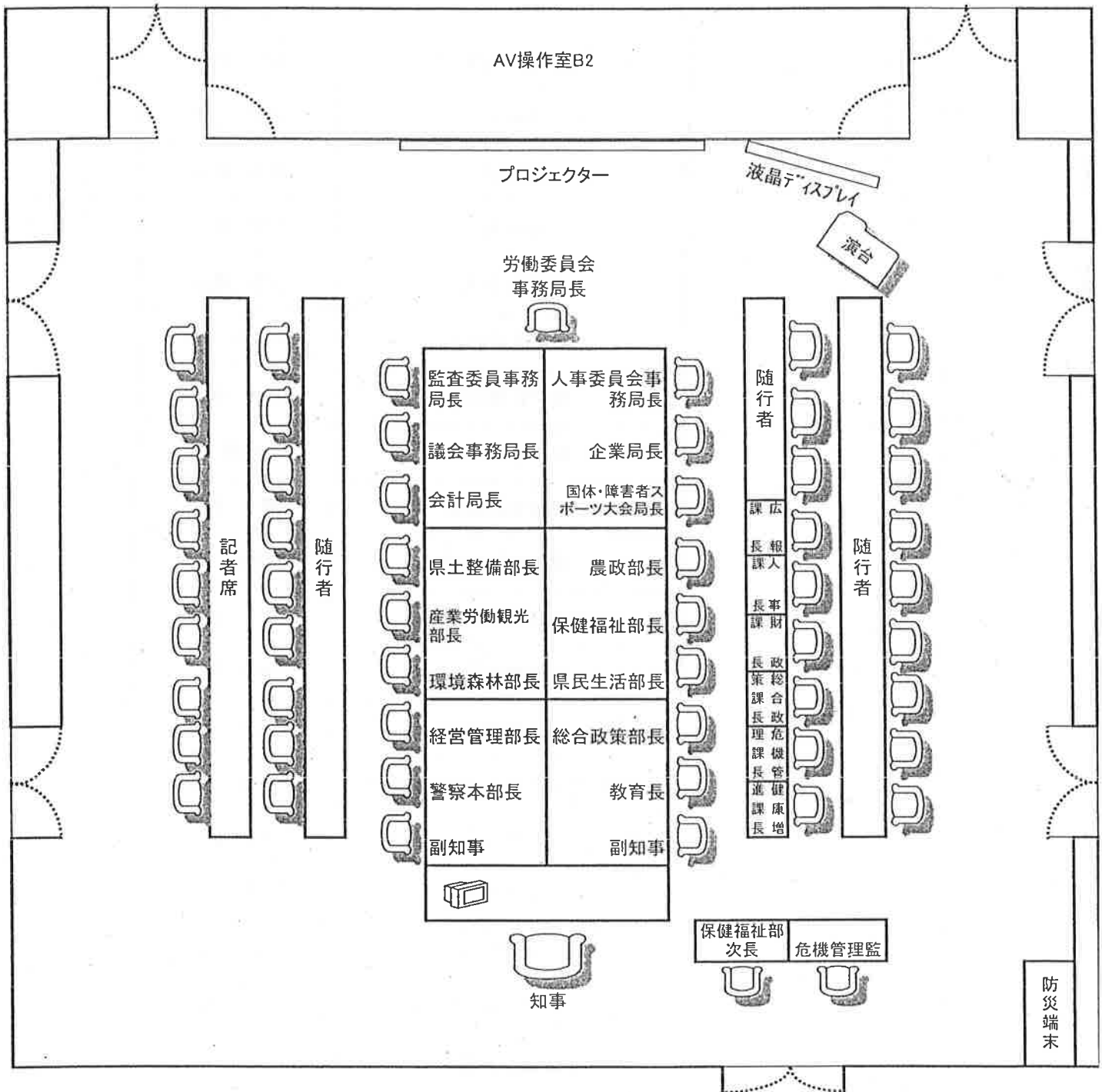
- (1) 警戒度モニタリング状況等について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部長	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院・退所日	備考
1	60代	女性	県南	2月22日	3月27日	クルーズ船下船
2	30代	女性	県南	3月5日	3月12日	大阪ライブハウス、ショッピングセンター勤務
3	40代	女性	宇都宮	3月18日	4月1日	タイ旅行 ※宇都宮市1例目
4	50代	男性	県南	3月20日	4月3日	ポルトガル旅行
5	40代	男性	フィリピン	3月24日	4月10日	フィリピンから帰国
6	70代	男性	安足	3月24日	4月20日	親族との接触あり
7	60代	女性	安足	3月25日	4月3日	No. 6の妻
8	50代	男性	県西	3月25日	4月11日	No. 6の同僚
9	50代	女性	県西	3月25日	5月4日	No. 8の妻
10	40代	男性	県南	3月25日	4月18日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
11	10代	男性	県南	3月26日	4月14日	No. 10の子
12	60代	男性	東京都	3月29日	5月12日	接待を伴う飲食あり
13	30代	男性	宇都宮	3月31日	5月28日	※宇都宮市2例目
14	50代	男性	県南	3月31日	4月27日	
15	20代	男性	県外	4月1日	4月29日	県外で発症 ※宇都宮市3例目
16	40代	男性	宇都宮	4月1日	5月14日	No. 13の兄 ※宇都宮市4例目
17	40代	男性	県南	4月1日	5月18日	
18	30代	男性	宇都宮	4月6日 5月22日	5月8日 6月8日	接待を伴う飲食あり ※宇都宮市5例目
19	30代	男性	宇都宮	4月6日	5月8日	※宇都宮市6例目
20	20代	男性	栃木市	4月7日	4月28日	
21	30代	女性	宇都宮	4月7日	5月8日	都内の接客業 ※宇都宮市7例目
22	40代	男性	宇都宮	4月7日	5月8日	神奈川県に出張 ※宇都宮市8例目
23	40代	男性	足利市	4月8日	5月10日	都内ライブハウス
24	10代	女性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の知人
25	20代	男性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の同僚
26	30代	男性	下野市	4月8日	4月29日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
27	60代	女性	宇都宮市	4月8日	5月2日	No. 21の母 ※宇都宮市9例目
28	30代	女性	宇都宮市	4月8日	5月1日	No. 21の妹 ※宇都宮市10例目
29	40代	男性	鹿沼市	4月9日	4月19日	
30	70代	男性	栃木市	4月9日	5月19日	
31	70代	女性	那須塩原市	4月9日	5月27日	
32	20代	女性	県外	4月10日	5月11日	No. 14の娘
33	70代	男性	那須塩原市	4月11日	6月24日	No. 31の夫
34	60代	男性	小山市	4月11日	4月28日	
35	40代	男性	栃木市	4月11日	4月24日	
36	30代	女性	栃木市	4月13日	5月11日	No. 35の妻
37	60代	男性	栃木市	4月14日	5月12日	
38	30代	男性	宇都宮市	4月14日	4月28日	家族が他県で発症 ※宇都宮市11例目
39	60代	女性	那須塩原市	4月15日	5月9日	
40	40代	女性	宇都宮市	4月15日	4月29日	※宇都宮市12例目
41	50代	女性	那須塩原市	4月16日	6月4日	No. 31及びNo. 33の子
42	50代	男性	栃木市	4月16日	5月18日	No. 37の同僚
43	50代	女性	栃木市	4月17日	5月9日	
44	60代	男性	那須塩原市	4月17日	5月15日	No. 39の夫
45	60代	女性	栃木市	4月19日	5月19日	No. 43の同僚
46	60代	女性	那須塩原市	4月19日	5月2日	
47	50代	男性	栃木市	4月20日	5月12日	No. 45の同僚

栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院・退所日	備考
48	70代	男性	栃木市	4月20日	5月30日	No. 45の同僚
49	60代	男性	栃木市	4月20日	5月18日	No. 37の兄
50	30代	男性	真岡市	4月21日	5月11日	
51	20代	女性	栃木市	4月21日	6月1日	No. 47の娘
52	70代	男性	那須塩原市	4月22日	5月11日	別の新型コロナ感染者と同じ会合に参加
53	80代	女性	大田原市	4月25日	6月3日	
54	70代	男性	栃木市	4月26日	5月19日	
55	30代	女性	さいたま市	4月28日	他県医療機関入院中	※宇都宮市13例目 4/30発症届取下げのため削除
55	60代	女性	宇都宮市	5月7日	5月30日	※宇都宮市13例目
56	70代	男性	宇都宮市	5月8日	5月30日	No. 55の夫 ※宇都宮市14例目
57	70代	女性	宇都宮市	5月12日	6月3日	※宇都宮市15例目
58	40代	女性	宇都宮市	5月14日	6月5日	※宇都宮市16例目
59	70代	女性	宇都宮市	5月15日	6月5日	No. 57の友人 ※宇都宮市17例目
60	10代	女性	宇都宮市	5月15日	6月4日	No. 58の子 ※宇都宮市18例目
61	60代	女性	宇都宮市	5月18日	6月9日	No. 58の同僚 ※宇都宮市19例目
62	40代	女性	宇都宮市	5月19日	6月4日	No. 61の同僚 ※宇都宮市20例目
63	60代	女性	宇都宮市	5月20日	6月4日	No. 62の母 ※宇都宮市21例目
64	50代	女性	宇都宮市	5月20日	6月6日	No. 58・61・62の同僚 ※宇都宮市22例目
65	70代	男性	宇都宮市	5月25日	6月12日	No. 62の父及びNo63の夫 ※宇都宮市23例目
66	20代	男性	埼玉県	6月2日	6月11日	
67	20代	女性	益子町	6月27日	7月6日	県外の新型コロナ感染者と濃厚接触
68	20代	女性	さくら市	6月27日		県外の新型コロナ感染者と濃厚接触
69	10代	女性	さくら市	6月27日	7月7日	県外の新型コロナ感染者と濃厚接触
70	30代	男性	宇都宮市	6月28日	7月7日	No. 67・68・69の同僚 ※宇都宮市24例目
71	10代	女性	宇都宮市	6月28日	7月7日	No. 67・68・69の同僚 ※宇都宮市25例目
72	30代	男性	鹿沼市	6月28日	7月7日	No. 67・68・69の同僚
73	20代	女性	上三川町	6月28日		No. 67・68・69の同僚
74	20代	女性	那須烏山市	6月28日		No. 67・68・69の同僚
75	20代	女性	鹿沼市	6月29日		No. 72の妻
76	30代	男性	上三川町	6月29日		No. 73の知人
77	70代	男性	小山市	6月30日		
78	20代	男性	鹿沼市	6月30日		
79	20代	男性	宇都宮市	6月30日	7月8日	No. 78の同僚 ※宇都宮市26例目
80	30代	女性	宇都宮市	7月1日		No. 79の知人 ※宇都宮市27例目
81	20代	男性	宇都宮市	7月1日	7月7日	No. 70の知人 ※宇都宮市28例目
82	20代	男性	宇都宮市	7月1日	7月8日	No. 78・79の同僚 ※宇都宮市29例目
83	30代	男性	宇都宮市	7月2日		クラスター発生店舗利用 ※宇都宮市30例目
84	20代	女性	宇都宮市	7月2日		No. 82の知人 ※宇都宮市31例目
85	20代	男性	真岡市	7月3日		No. 78・79・82の同僚
86	60代	女性	宇都宮市	7月3日		No. 83の同僚 ※宇都宮市32例目
87	30代	女性	宇都宮市	7月5日		No. 86の娘 ※宇都宮市33例目
88	30代	男性	宇都宮市	7月7日		※宇都宮市34例目
89	40代	女性	佐野市	7月8日		東京都内の舞台を観劇
90	10歳未満	男性	宇都宮市	7月8日		No. 88の子 ※宇都宮市35例目

※居住地にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、栃木県及び宇都宮市に届け出のあった患者について掲載しています。（他県や検疫所に届け出があった患者は、他県等で公表されます。）
 ※患者・御家族の人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。
 ※退院・退所日の「退院」には、感染症法上の入院勧告解除（入院中）を含みます。

警戒度モニタリング状況等について

1 警戒度指標の状況（令和2（2020）年7月8日現在）

指標	現状		警戒度
新規感染者数（直近1週間）	8人	7/2～7/8	感染拡大注意
検査陽性率（直近1週間）	0.8%	7/2～7/8	感染観察
病床の稼働率	6.6%	7/8	感染観察
重症病床の稼働率	0%	7/8	感染観察

- 新規感染者数が直近1週間で8名だが、感染経路は概ね把握できている

2 国内の発生動向

- 6月28日以降、新規感染者数は100人以上で推移

3 近隣都県の新規感染者数（7月2日～8日）

- 福島県、茨城県、群馬県は1日当たり0～6人で推移
- 埼玉県は16～48人で推移
- 東京都は75～131人で推移

4 評価

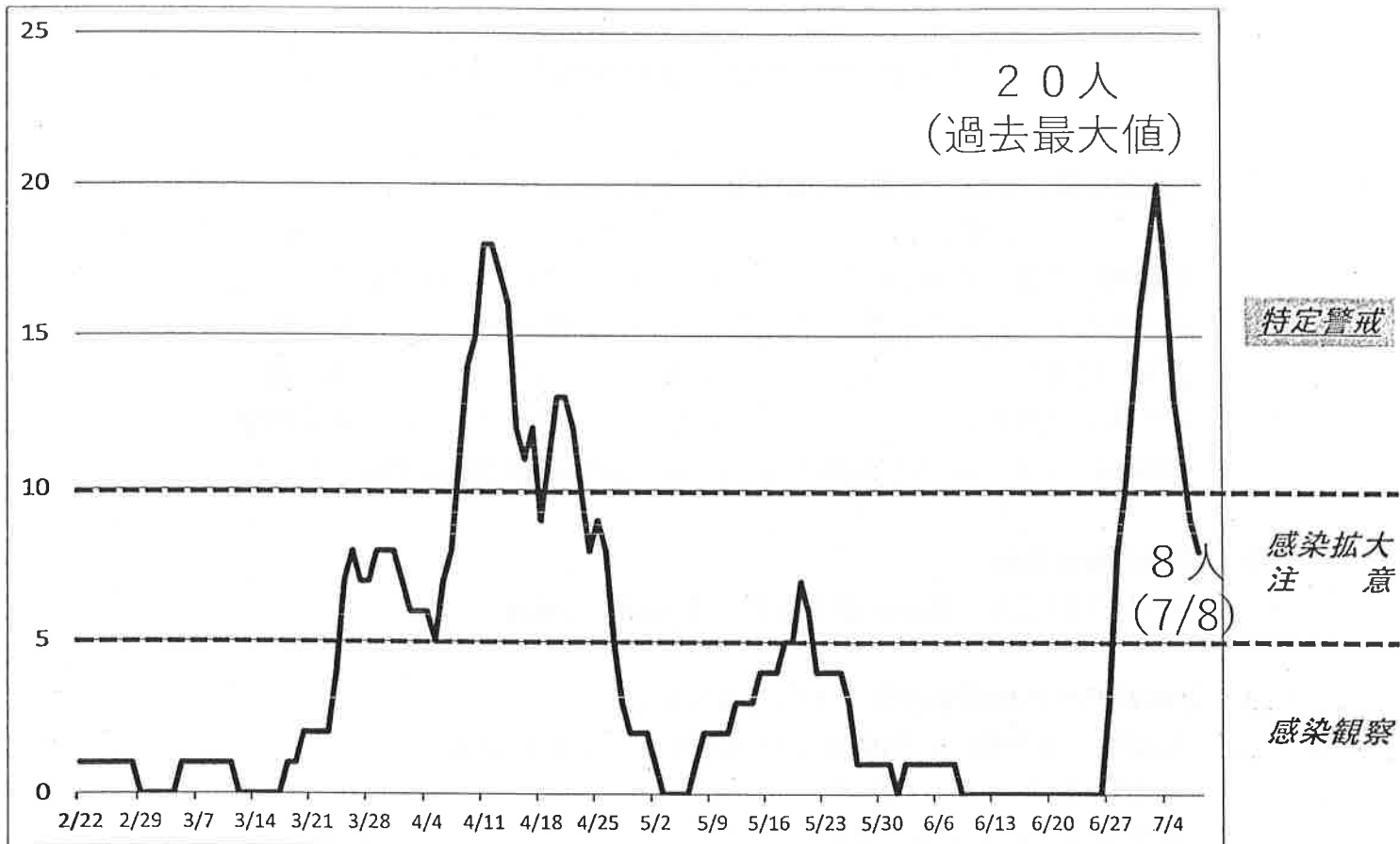
- 感染経路は概ね把握できており、病床もひっ迫していない
⇒ 「段階的緩和」のとおり対応

（参考）

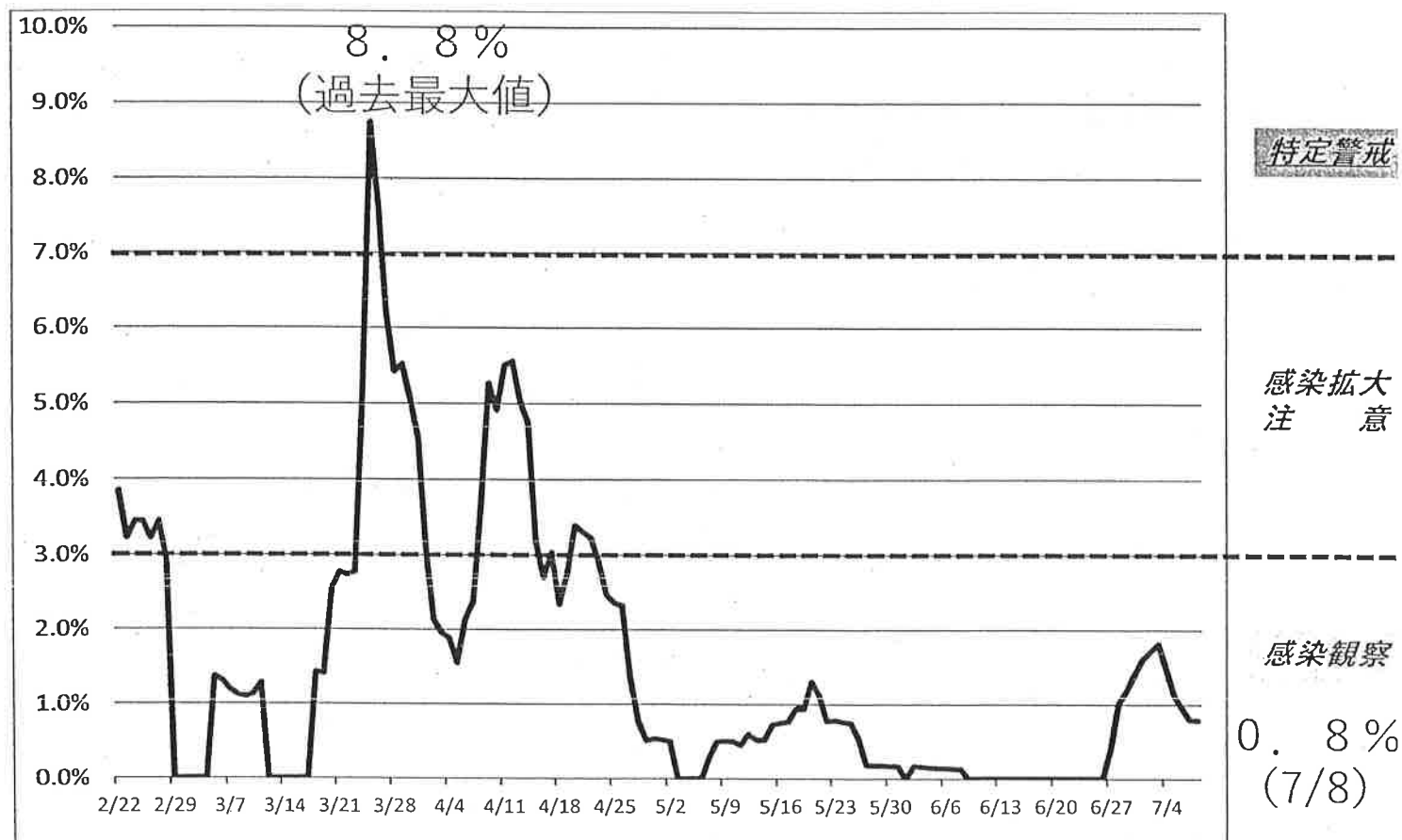
令和2年7月8日付け国事務連絡

「7月10日以降は、段階的緩和の方針のとおりとする」

新規感染者数（直近1週間）

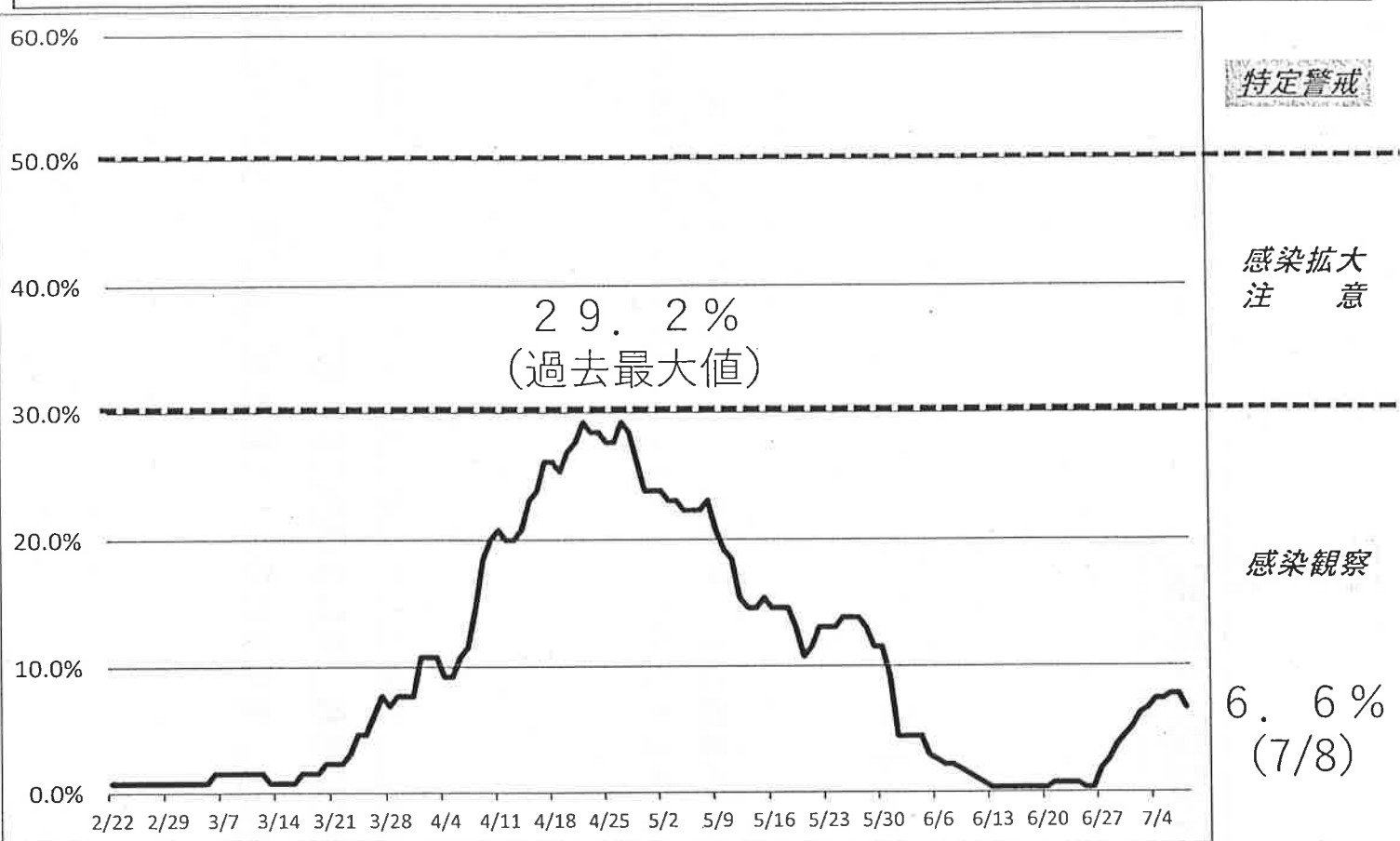


検査陽性率（直近1週間）



※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

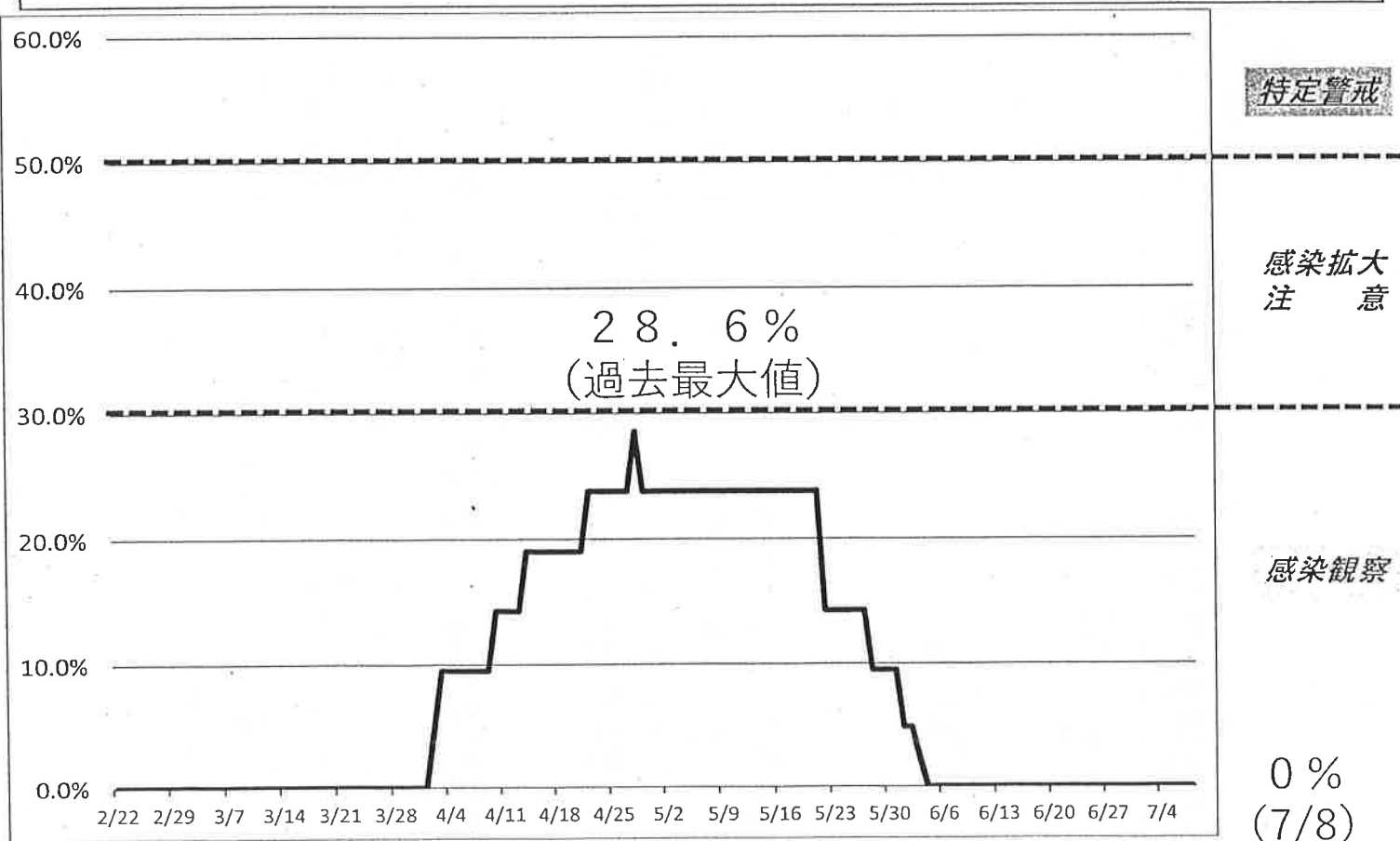
病床の稼働率



※受入病床数：5/31までは130床、6/1から271床

※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

重症病床の稼働率



※重症病床数：5/31までは受入病床130床のうち21床、6/1から受入病床271床のうち41床

※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

緊急事態宣言解除後（全国）の栃木県における対応（概要）

① 区域 栃木県全域

② 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を依頼

●感染防止対策の協力依頼

- ・「新しい生活様式」「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実践など、感染拡大防止のための取組を依頼
- ・在宅勤務や時差出勤など人との接触を減らす取組や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた職場における感染拡大防止のための適切な取組を依頼

●移行期間設定による制限等の段階的緩和

- ・「新しい生活様式」等が定着するまでの間、一定の移行期間を設定し、感染状況や感染拡大リスク等の評価を踏まえ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等の協力依頼を段階的に緩和（概ね3週間ごとに評価）

※警戒度が総合的な判断により「感染拡大注意」段階になった場合は、警戒度に応じた行動基準に基づき、法による要請等を検討

段階的緩和のイメージ

区分	ステップ⑥	ステップ①	ステップ②	ステップ③
期間	～5月31日	6月1日～18日	6月19日～7月9日 ※ステップ①から約3週間	7月10日～ ※ステップ②から約3週間
外出自粛等	<ul style="list-style-type: none"> ○県をまたぐ移動を避けるよう依頼 ○クラスター発生施設（感染防止対策の徹底されていない施設）等への外出機会を極力減らすよう依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○5都道府県への移動は慎重に行うよう依頼 ○一定の安全性の確保が難しいと考えられる施設（感染防止対策の徹底されていない施設）への外出機会を極力減らすよう依頼 	（感染防止策等の徹底）	
県の対応	○感染拡大予防ガイドラインの徹底等、適切な取組を依頼			
施設の使用制限等	屋内	○定員半分以下		
	屋外	○1,000人以下		
催物の開催 催自粛等	規模の目安	○十分な間隔		
	留意点等	○1,000人以下		
○プロスポーツ等（全国的な移動を伴う）は、6月19日から無観客開催 ○お祭り・野外フェス等（全国的・広域的な移動を伴う）は、感染状況を踏まえて判断				

緊急事態宣言解除後（全国）の栃木県における対応（ステップ③）（概要）

●外出に関する協力依頼

- ・「3つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底を依頼

∞施設の使用に関する協力依頼

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を依頼

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

- ・全国的大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応を依頼

【前提】感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）の実施

【規模】《屋内》5,000人以下、かつ収容定員半分以下の参加 《屋外》5,000人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。
- 手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて協力を要請。
緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛
	観光
	県をまたぐ移動等
【移行期間】 ステップ① ～5月31日	△ *不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。
ステップ① 6月1日～	○ *5都道県（北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川）への移動は慎重に。
ステップ② 6月19日～	
ステップ③ 7月10日～	○ 県内○ 県外△ *観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途	○

クラスター発生施設等に係る外出自粛等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。
 - 手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
 - 施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づき行動し、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの活用を周知する。

クラスター発生施設等への外出自粛等	
	カラオケ、スポーツジム等（注）
<p>【移行期間】 ステップ① ～5月31日</p> <p>ステップ② 6月1日～</p> <p>ステップ③ 6月19日～</p> <p>ステップ④ 7月10日～</p> <p>【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途</p>	<p style="text-align: center;">接待を伴う飲食業、ライブハウス等</p> <p>【外出自粛の協力依頼】 感染防止対策の徹底されていない施設への外出の機会を極力減らす</p> <p>【施設の使用に関する協力依頼】 ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を依頼</p> <p>※ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合には休業要請等を検討 ※ 緊急事態宣言が出た場合、対策を強化</p>
<p>【移行期間】 ステップ① ～5月31日</p> <p>ステップ② 6月1日～</p> <p>ステップ③ 6月19日～</p> <p>ステップ④ 7月10日～</p> <p>【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途</p>	<p style="text-align: center;">カラオケ、スポーツジム等（注）</p> <p>【外出自粛の協力依頼】 感染防止対策の徹底されていない施設への外出の機会を極力減らす</p> <p>【施設の使用に関する協力依頼】 ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を依頼</p> <p>※ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合には休業要請等を検討 ※ 緊急事態宣言が出た場合、対策を強化</p>

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

- 「新しい生活様式」に基づき行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、速やかに協力を要請。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

＜イベント開催の可否を判断するに当たっての基本的な考え方＞

開催時期		屋内/外	収容率等	人数
移行 期間	ステップ① ～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	200人
	ステップ② 6月19日～	屋内	50%以内	1,000人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	1,000人
	ステップ③ 7月10日～	屋内	50%以内	5,000人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	5,000人
移行 期間後	8月1日を目途 ※感染状況を見つつ、判断	屋内	50%以内	上限なし
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	上限なし

（注）収容率等と規模要件（人数上限）は、どちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要あり）。

イベント開催制限の設階的緩和の目安 (その2)

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクがあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

開催時期	コンサート等	展示会等	大会・講習会等	全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～	○ 【1,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

警戒度に関する判断基準

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
- 各指標について、感染拡大状況を判断するための警戒度に関する判断基準を設定
⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況、感染経路不明症例の割合等を踏まえ、感染防止対策の対応レベルを総合的に判断

※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

指 標	特定警戒	感染拡大注意	感染観察	過去最大値	備考
13 感染 状況	新規感染者数 (直近1週間) 10人 超	10人 以下	5人 以下	20人 (6.27-7.3)	特定警戒のレベルを、国による「人口10万人あたり0.5人」を目安に設定
	検査陽性率 (直近1週間) 7% 超	7% 以下	3% 以下	8.8% (3.19-3.25)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療 提供 体制	病床の稼働率 50% 超	50% 以下	30% 以下	29.2% (4.27)	受入病床数：271床 (6/1現在)
	重症病床の稼働率 50% 超	50% 以下	30% 以下	28.6% (4.28)	受入病床271床のうち 重症病床数：41床 (6/1現在)

高 ← 警戒度 → 低

各警戒度の状況（イメージ）

特定 警戒

感染者数がさらに拡大しており、市中での感染の可能性が高く、病床ひっ迫のリスクが高いため、**厳重な警戒が必要な状態。**

感染 拡大 注意

感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定（推定）できない者の増加や複数のクラスター発生、病床ひっ迫のリスクが高まっているため**注意が必要な状態。**

感染 観察

感染者がいらない又は少なく、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定（推定）できており、病床にも余裕があるため、引き続き**観察を行う状態。**

警戒度に応じた行動基準

項目	特定警戒	感染拡大注意	感染懸念
外出自粛の要請	<p>【法45①による要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出 都道府県をまたぐ移動 クラスター発生場所 	<p>【法24⑨による要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動 クラスター発生場所、3密場所 <p>※ハイリスクの方には不要不急の外出自粛を要請</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定警戒都道府県への移動 クラスター発生場所、3密場所を避けるよう依頼
施設の使用制限	<p>【法24⑨、45②による要請】</p> <p>遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等幅広く対象</p> <p>※条件付での除外もあり得る</p>	<p>【法24⑨による要請】</p> <p>クラスターのおそれがある施設、3密施設への使用制限の協力要請</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用制限の要請は行わない 一般感染対策や3密回避の徹底を依頼
イベント開催自粛の要請	<p>【法24⑨、45②による要請】</p> <p>クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛</p>	<p>【法24⑨による要請】</p> <p>クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <p>全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼</p>
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

【注1】 国の基本的対処方針等に基づき、上記基準と異なる要請等を実施する場合があります。

【注2】 どの警戒度でも「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請する。

